

徳島県教育委員会教育長訓令第二号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年七月十二日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程（昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二教職員課の表第九項中「、「規則」とは教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）を、「平成十九年改正法」とは教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）を」を削り、同項第二号中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改め、同項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り上げ、第十二号から第十七号までを削る。

別表第二特別支援教育課の表第十項中「をいう」を「（昭和二十九年文部省令第二十六号）をいう」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる免許状の返納に関する事務の決裁等については、なお従前の例による。